様式第２号（第11条関係）

特定建設工事共同企業体協定書

　（目的）

第１条　当企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

　（1）　大仙市発注に係る　　　　　　　　建設工事（当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下、単に「建設工事」という。）の請負

　（2）　前号に附帯する事業

　（名称）

第２条　当企業体は、　　　　　　　　　特定建設工事共同企業体（以下、「当企業体」という。）と称する。

　（事務所の所在地）

第３条　当企業体の事務所を 　　　　　　　　　　　　　　　 に置く。

　（成立の時期及び解散の時間）

第４条　当企業体は、　　　　年　　月　　日に成立し、建設工事の請負契約の履行後３箇月を経過するまでの間は、解散することができない。

２　建設工事を請負うことができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該建設工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

　（構成員の住所及び名称）

第５条　当企業体の構成員は、次のとおりとする。

　　　　　所在地

　　　　　商　号

　　　　　代表者

　　　　　所在地

　　　　　商　号

　　　　　代表者

　　　　　所在地

　　　　　商　号

　　　　　代表者

　（代表者の名称）

第６条　当企業体は、 　　　　　　　　　　　　　　　 を代表者とする。

　（代表者の権限）

第７条　当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、大仙市と折衝する権限並びに入札書及び見積内訳明細書の提出、請負代金（前払金及び部分払金を含む。）を請求、受領及び当該団体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

　（構成員の出資の割合）

第８条　各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該建設工事については、大仙市と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　％

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　％

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　％

２　金銭以外の出資については、時価を参酌の上構成員が協議して評価するものとする。

　（運営委員会）

第９条　当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、建設工事の完成に当たるものとする。

　（構成員の責任）

第10条　各構成員は、建設工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

　（取引金融期間）

第11条　当企業体の取引金融機関は　　　　　　　　　　とし、協同企業体の名称を冠した代表者の名義の別口預金口座によって取引するものとする。

　（決算）

第12条　当企業体は、工事竣工の都度当該工事について決算するものとする。

　（利益金の配当の割合）

第13条　決算の結果利益を生じた場合には、第８条に規定する出資の割合により構成員に利益を配当するものとする。

　（欠損金の負担の割合）

第14条　決算の結果欠損金が生じた場合には、第８条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

　（権利義務の譲渡の制限）

第15条　本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

　（工事途中における構成員の脱退に対する措置）

第16条　構成員は、大仙市及び構成員全員の承認がなければ当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。

２　構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退したものがある場合においては、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。

３　第１項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退前に有していたところの出資の割合を残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。

４　脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

５　決算の結果、利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

　（構成員の除名）

第16条の２　当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名できるものとする。

２　前項の場合においては、除名した構成員に対しその旨を通知しなければならない。

３　第１項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第２項から第５項までを準用するものとする。

　（工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置）

第17条　構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、第16条第２項から第５項までを準用するものとする。

　（解散後の契約不適合を担保すべき責任）

第18条　当企業体が解散した後においても、当該工事につき工事の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合におけるその不適合があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

　（協定書に定めのない事項）

第19条　この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

　　 　　　　　　　　　　　外　　社 は、上記のとおり 　　　　　　　　特定建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書　　通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

　　　　　　　　年　　月　　日

所在地

商号

代表者　　　　　　　　　　　　　印

所在地

商号

代表者　　　　　　　　　　　　　印

所在地

商号

代表者　　　　　　　　　　　　　印